

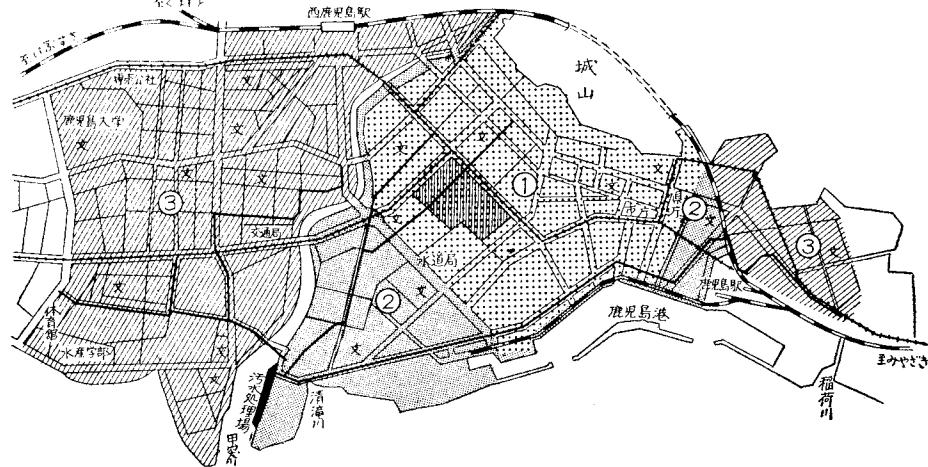
使用料

◆水道のお問合せは電話 ②4161番へ

◆汚水量	水道の使用者の場合は、水道の使用水量 その他の場合は事情に応じて決める。
◆使用料	
100立方メートルまで	1立方メートルにつき 10円
101立方メートル以上	1立方メートルにつき 8円
500立方メートルまで	
排水汚水量	
501立方メートル以上	1立方メートルにつき 6円
1,000立方メートルまで	1立方メートルにつき 4円
1,000立方メートル以上	1立方メートルにつき 2円
公衆浴場は排除汚水量	



鹿児島市下水道計画平面図



①の地区は、山之口、山下、易居、生産、築町、六日、金生、中町、泉、汐見、平之、東千石、西千石、加治屋、樋之口、呉服、大黒、新町、船津、堀江、住吉の各町に南林寺、松原、洲崎町の一部。

②の地区は、第一期工事区域で、昭和37年度で完成。

③の地区は、昭和44年度までに完了します。

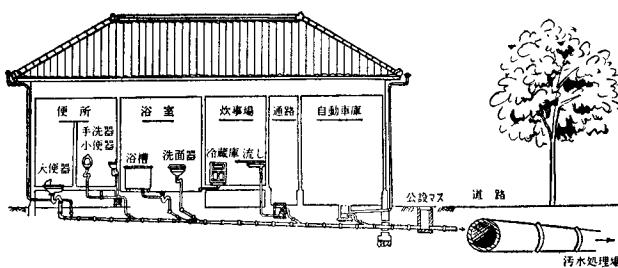


【写真は排水本管工事】

排水設

備とは

排水設備によって昭和37年3月末まで排水設備をしなければなりません。また、4月以降の新增改築等の建物は排水便所にしなければなりません。



公共下水道とはどんなものか

鹿児島市の公共下水道というのは、炊事場、洗面所、浴室などの汚水および水洗便所のし尿を下水道の污水管へ排出し、雨水は側溝水路へ排出する方式で、これを分離式公共下水道といいます。高野山通りをかこむ地区です。②の地区は明年度完成、③の地区は現在施工工事を進めており、完成は昭和44年度。

排水設備の利点

- ◆くみ取り料がいらない。
- ◆くみ取り通路がいらなくなつて敷地の利用度がふえる。
- ◆蚊や、はえが、いらなくなるので伝染病が減少。
- ◆防犯費、衛生費の減少。

下水道が使用できる地区

汚水と悪臭から解放するために、全国的に下水道施設が問題になっています。さいい、鹿児島では九州で一つしかない下水道施設を、昭和二十七年から始めています。しかも、福岡、熊本では二〇万から三〇万もかかるというのに、鹿児島では二万円そこそこでできます。私共はこんな恵まれた施設をモット利用することにとめましょう。

ももてりの下水道施設



◇お店の前に商品や陳列棚をはみ出さないようにする。
◇自除けのテントやすだれは、立たない。



◇自動車で、荷ほどきや荷作りをしていない。
◇道筋上で商売をしない。果物売りや花売りなどは、必ず許可を受けること。
◇工事現場などでは、道路での修理作業や組立作業をやめる。

商品や看板の置放し

自動車、自転車

道路の花だん

や物ほし場

道路で遊ばないよう

消防活動のじやま

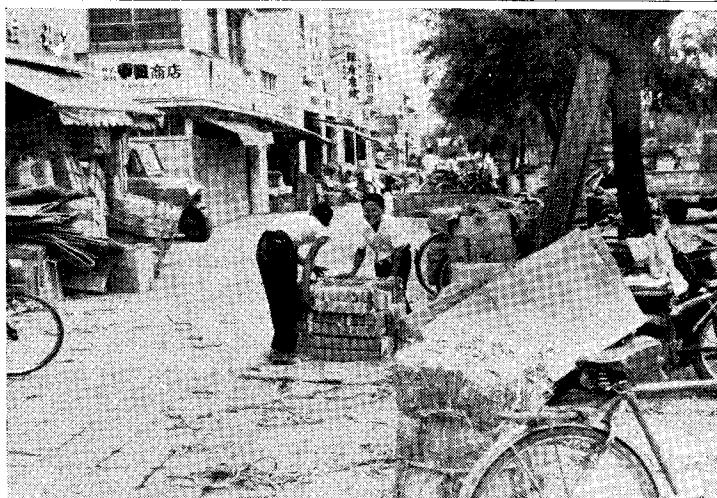
鹿児島市は、戦後の画期的な都市計画によつて、町なみは、すこし整備され、これと同時に、道路も広くなつて、運輸交通はもとより、いろいろな産業の発展に大きく貢献しております。ところが、せつかく広くなり、便利になつたこれらの道路も、一部の不心得な市民の不正使用によつて、その道路の持つ役割を充分果していないう状態にあります。

そこで最近、市民の間にも道路の不正使用について、強力な取締りを望む声が、高くなつてきました。また一方、自動車や車などの増加によって、交通量が非常にふえ、交通事故もめだつて多くなっています。

そこで、これら道路事情の悪化と、交通量の増加に対応するため、道路を広く正しく使う運動が始まられました。

道路は、個人の作業場でも、庭でもありません。つぎのことがらをよく守って、隣近所のめいわくにならないように、また、人や車のじやまにならないように、注意したいものです。

道路の役割



【写真は歩道が作業場になっている】

道路は、人や車が自由に通行するための、市民の共有物ですから、道路を勝手に占有することはできません。ところが最近、道路を私有物化して、他人に迷惑をかけているのが多くなりました。

道路を不正使用することは、道路交通法によつて禁じられています。もし、止むを得ず使用する時には、許可を受けることになっています。国道県道の場合は、警察署と国土木事務所へ、市道の場合は、警察署と市土木課道路管理係へ届け出してください。

【写真は歩行者のジャマをする果物屋】



不正使用はやめて 広く正しく使おう

道路はみんなのもの